平成２３年（フ）第３４７８号
大阪市福島区大開２丁目１番17号　松下ビル302号
債務者　有田　愛子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０５号
大阪市平野区長吉長原東１丁目７番９号　レジデンスハイツ長原402
債務者　谷川　由美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１５号
大阪市西成区太子２丁目２番27号　太子マンション503号
債務者　吉松　昌典
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２０号
大阪府東大阪市森河内東２丁目12番３号
債務者　寺岡ます美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５１号
大阪府交野市梅が枝２番708号
債務者　原田　幸広
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４７号
大阪市東淀川区豊里５丁目23番14号
債務者　ウエダ美創こと　上田　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５３号
大阪府東大阪市長堂１丁目19番14―506号
債務者　今村　勝俊
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６１号
大阪府茨木市園田町20番20号
債務者　畑岡　　聡
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９８号
大阪府枚方市高田２丁目２番８号
債務者　岩井　厚乃
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５５号
大阪市中央区東高麗橋３番２号　プレサンス中之島公園南205号、住民票上の住所堺市堺区七道東町126番地65
債務者　永田小枝子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６５号
大阪市港区八幡屋４丁目６番２―101号
債務者　西原　春司
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７３号
大阪市平野区平野南１丁目８番11号　エスポアールプラザ２ＦＤ
債務者　緒方　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８３号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番18―301号
債務者　板谷　博子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８４号
大阪市旭区太子橋３丁目６番７号　エルベ太子橋101号
債務者　寺西　徳世
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１２号
大阪府大東市氷野３丁目８番22号
債務者　辻　ふさこ
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１５号
大阪市平野区加美鞍作１丁目１番33号　加美ハイツ23号
債務者　金子　領太
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２９号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番１―606号
債務者　松下　節子（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部